

個人情報保護法が1日 月に発生したソフトバンクから完全施行された。この法律は、過去6カ月間の加入者個人情報漏えいに5000人超の個人情報を持つ企業等の民間事業者(個人情報取扱事業者)を対象として、情報の取扱に関するルールを明確にするものである。

個人情報は、氏名、性別、生年月日等の基本情報が流出した場合の慰謝料の相場が1万円と司法判断が下ったことの意味が大きい。これに個人の属性を示す情報が加われば、1人当たりが加われば、1人当たりの慰謝料の額はさらに跳ね上がる。

また、5000件に至らなければ個人情報保護法上の義務は発生しないが、漏えい事故等が発生した場合は、それにかかわらず会社には賠償責任やその他の負担が生じる。

意外と低いのである。

まず、この法律が対象とするのは、個人情報の取り扱いが5000件以上の事業者である。これは顧客情報だけが対象ではない。自社の社員やその家族のデータも対象となる。市販の人名録なども、

こうした場合を考えれば、取り扱い個人情報が5000件を超える超えないにかかわらず、中小企業を含むすべての企業は、リスクを回避しつつ個人情報を有効に活用するために、個人情報保護法の定めにより対策を行うべきである。そしてそれが結果として顧客および取引先の信頼獲得につながると思われる。

個人情報保護法

中小企業はどう対処すべきか

経営コンサルタント 西川 幸孝

情報ネットワークが進化し、大量の情報のやり取りができるようになった。以前なら想像もできないような規模の個人情報流失事故が発生している。そうした事故あるいは犯罪により個人情報流出した場合、企業は一瞬にして社会的信用を失うだけでなく、莫大(ばく)な謝罪コスト(ばく)の発生により、企業の存立そのものが脅かされる状況におちいる。昨年2



事件では、平成14年最高裁判所は住民に具体的な不利益は発生していないとしながら、原告住民1人あたり1万円の慰謝料と5000円の弁護士費用の支払を認めた。この事例では、機密度・プライバシー度が比較的低い

とされる個人の住所、氏名、性別、生年月日等の基本情報が流出した場合の慰謝料の相場が1万円と司法判断が下ったことの意味が大きい。これに個人の属性を示す情報が加われば、1人当たりが加われば、1人当たりの慰謝料の額はさらに跳ね上がる。

また、5000件に至らなければ個人情報保護法上の義務は発生しないが、漏えい事故等が発生した場合は、それにかかわらず会社には賠償責任やその他の負担が生じる。

こうした場合を考えれば、取り扱い個人情報が5000件を超える超えないにかかわらず、中小企業を含むすべての企業は、リスクを回避しつつ個人情報を有効に活用するために、個人情報保護法の定めにより対策を行うべきである。そしてそれが結果として顧客および取引先の信頼獲得につながると思われる。

(株式会社ビジネスリンク代表取締役)